

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

甲府市長  
樋口 雄一 殿

提出者

住 所 山梨県甲府市宮原町303番地

氏 名 株式会社コニカミノルタサプライズ

代表取締役社長 磯部 祐作

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-241-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社コニカミノルタサプライズ
事業場の所在地	山梨県甲府市宮原町303番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	その他の事務用機械器具製造業(産業分類No.2719)
② 事業の規模	約220億円
③ 従業員数	240名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>発生源 → 廃棄物 → 再生処理</p> <p>調査工程 (感光体ドラム製造工程) → 引火性廃油(溶剤) → 蒸留再生 → 蒸留再生</p> <p>アルカリ洗浄タンク (重合タンク工程) → 特管 廃アルカリ → 自己中間処理 (先中) (中中) → 残渣 → 原料化 (路盤材)</p> <p>蒸留再生 (委託処理の範囲)</p> <p>原料化 (路盤材) (委託処理の範囲)</p> <p>社内の廃棄物の流れ (実線矢印)    委託処理の流れ (二重線矢印)    委託処理の範囲 (点線枠)</p>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者	代表取締役社長 磯部 祐作		
担当部門	ME技術部 5名		
役割	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する検討(発生抑制、再生利用、適正な処理の推進)</li> <li>・廃棄物処理方針の策定</li> <li>・工場の廃棄物管理に関する細則の策定、等</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> </ul>	
	廃棄物担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査、策定及び管理</li> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物管理票の交付、管理</li> <li>・監督官庁への各種届出</li> <li>・社員、関係会社に対する教育、啓発</li> </ul>	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	排出量	29 t	50 t	0.08 t
	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油、強酸については適切な処理を行う産廃業者へ排出して代替燃料用（サーマルリサイクル）として利用。 ・強アルカリについては社内の排水処理設備での中和処理用薬剤として使用。 ・引火性廃油は発生源のトラブルにより排出量が多かった。 ・強アルカリは発生源の排出タイミングにより排出量がやや少なかった			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	排出量	10 t	68 t	0.1 t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油については排出の抑制に向けた取り組み（教育、設備改善活動）を継続的に実施していく。 ・強アルカリについては排水処理での中和処理用薬剤としての使用を継続実施していく。排出のタイミングにより令和4年度に比べて排出量が多くなる事が想定される。 ・強酸はごく少量の排出なので適切な処理を実施していく。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油、強アルカリ、強酸 排出物分別ガイドに従い適切に分別、処理実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別の徹底と代替溶剤検討による特管廃棄対象物質の削減。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（ 4 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	50 t	t
(これまでに実施した取組) ・強アルカリについては排水処理での中和処理用薬剤として使用。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	68 t	t
(今後実施する予定の取組) ・強アルカリについては排水処理での中和処理用薬剤としての使用を継続実施していく。				

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	全処理委託量	29 t	t	0.08 t
	優良認定処理業者への処理委託量	29 t	t	0.08 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	29 t	t	0.08 t
	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油、強酸については適切な処理を行う産廃業者へ排出して代替燃料用（サーマルリサイクル）として利用。			

②計画	<b>【目標】</b>			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	全 処 理 委 託 量	10 t	t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	10 t	t	0.1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	10 t	t	0.1 t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取り組みを継続していく。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	29 t		
	(今後実施する予定の取組等) 全ての委託に対して、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マ ニフェストシステムを使用している。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。